

平成28年度 情報公開および 個人情報の開示などの実施状況

市では、公正で開かれた市政を目指し、「皆さんが知りたい情報」や「必要とする情報」を請求に応じて公開しています。また、個人情報の取り扱いによって市民の皆さんの権利や利益を侵害しないよう、「個人情報保護制度」を設けています。

平成28年度においては、個人情報開示の請求はありませんでした。

問合せ 総務課 行政G
☎73-8004

▼平成28年度情報公開および個人情報の開示などの実施状況

公開請求のあった実施機関	市長	教育委員会	固定資産評価審査委員会	合計
公開請求の件数	16	2	1	19
請求のうち	公開	13	1	14
	一部公開			1
	非公開	3	1	4
異議申し立ての件数				0

気付いてください、心のサイン 9月10日～16日は自殺予防週間

▼周りが気が付けるサイン

- 身体面の変化（眠れない、頭がすっきりしない、疲れやすい、胃腸の調子が悪い）
- 言動の変化（□数の減少、イライラしている、付き合いが悪くなった、気弱な言動が目立つ）
- 仕事面の変化（仕事に身が入らない、作業のスピードが落ちた、ミスが増えた）

▼セルフしてみよう

- 毎日の生活に充実感がない
- これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
- 以前は案にできていたことが、今ではおっくうに感じられる
- 自分が役に立つ人間と思えない
- 訳もなく疲れたように感じる
- よく眠れない

2016年の全国の自殺者数は2万1764人で、毎年減少傾向にあります。思春期や青年期は横ばい傾向にあり、死因のトップを占めています。

自殺はさまざまな要因によって、心理的に追い込まれた結果であり、9割はなんらかの心の病気を抱えていたことが分かっています。そのうちもっとも多いのがうつ病です。

しかし、うつ病を経験した人のうち、4人に1人しか医療機関を受診していません。多くの人が症状に悩んでいても病気になることに気がついていなかったり、受診をためらったりしています。自分自身や周りの人が「おかしい」と思ったら、できるだけ早めに受診・相談することをお勧めします。

▼専門の無料相談窓口

● ホットサポート 福井電話相談
とき 月～金曜日 9時～17時
問合せ ☎26-4400

● 坂井健康福祉センター
専門医による相談（予約制）
とき 毎月第1・3木曜日 14時30分～16時30分
問合せ ☎73-0609

● あわらしこころの相談会
臨床心理士による相談（予約制）
とき 9月4日（月）、11月13日（月）、1月15日（月）
9時～12時
問合せ 健康長寿課
☎73-8023



こころを元気にする講座 悩みごと総合相談会

▼こころを元気にする講座

とき 9月10日（日）
13時30分～16時

ところ 金津本陣KOSSA 3階 大ホール

時間	内容
13時30分～	開会
14時～	講義「ストレスとうつ病」 松原病院代表理事 松原 六郎 医師
15時20分～	実技「リラクゼーションでストレスに強くなるうー」 臨床心理士 宮沢 好美氏

定員 50人
申込み【期限】9月4日（月）
☎73-0609

▼悩みごと総合相談会

とき 9月23日（土）
13時～16時

※予約制

ところ 福井県坂井健康福祉センター

内容 精神科医師、弁護士、臨床心理士（臨床発達心理士）、社会保険労務士（産業カウンセラー）、女性相談員による個別相談

申込み 坂井健康福祉センター 福祉健康増進課
☎73-0609

あわら de BBQ 婚活イベント 開催!!

今年第1回目となる婚活イベントを、福井県生協との共同で開催します。気軽にお越しください。かけがえのないご縁が、あなたを待っています♪

とき 9月30日（土）10時～14時
ところ 福井県立芦原青年の家
対象 男性：市在住または市内に勤務する40歳以下の独身の人
女性：25～40歳の独身の人
※男女とも、真剣にパートナーを探している人に限らせていただきます。

定員 男女各15人（先着順）
参加費 男性2000円、女性1000円
申込み【期限】9月15日（金）
氏名、住所、年齢、メールアドレス、電話番号をご連絡ください。
※メールでお申し込みの場合は、件名に「婚活イベント申込み」とご記入ください。
※詳細は別途、参加者にメールでご案内します。

子育て支援課
☎73-8021
✉kosodate@city.awara.lg.jp

手話を始めてみませんか？

聴覚障害者の社会参加や自立の促進に必要なコミュニケーション支援を担う「手話奉仕員」を養成するための講座を開催します。

対象 手話を学んだ経験のない人
費用 テキスト代 3240円
定員 各開催地20人程度
※申込者多数の場合、抽選

▼坂井市開催

とき 9月6日～2月7日の毎週水曜日（全21回）
※年末年始除く
19時～21時

ところ 坂井市東十郷コミュニティセンター

申込み【期限】8月25日（金）
所定の用紙（坂井市ホームページ）からダウンロード可能）に必要事項を記入の上、提出してください。
坂井市 社会福祉課
☎50-3041

▼あわらし市開催

とき 10月4日～2月28日の毎週水曜日（全21回）
※年末年始除く
9時30分～11時30分

ところ 中央公民館 第2会議室
申込み【期限】9月22日（金）
電話でお申し込みください。
福祉課 ☎73-8020

ご存じですか？ 障害者（児）に対する各種手当

障害者やその扶養者を対象に各種手当を支給しています。手当を受給するには障害の程度や所得の要件などの条件があり、申請書などの提出が必要です。ご不明な場合は福祉課までご相談ください。

▼特別児童扶養手当
身体または精神に中程度以上の障害（身体障害者手帳1～3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部）のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 2万6810円

▼特別障害者手当
20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度の障害の重複または同等の疾病・精神障害）があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。
※病院などに継続して3カ月を超えて入院した場合は、受給資格がなくなります。

手当月額 3000円

▼障害児福祉手当
20歳未満で、身体または精神に重度の障害（身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度）があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 1万4580円

▼重症心身障害児（者）福祉手当
身体障害者手帳1、2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを受給できない人に支給します。

手当月額 3000円

▼所得現況届の提出について
既に手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要となります。手当により、提出期間が決まっているので、忘れずに提出してください。

問合せ 福祉課 ☎73-8020

